

エチオピア情勢に伴う同国経由便の利用に関する注意喚起

令和3年11月5日
在ザンビア日本国大使館

11月3日、エチオピアにおける国防軍及びティグライ人民解放戦線(TPLF)間の武力衝突に伴う非常事態宣言の発令に伴い、在エチオピア日本国大使館から同国への渡航を見合わせるよう、注意喚起が発出されました。

今後のエチオピア情勢の推移によっては同国を経由するエチオピア航空の運航に混乱が生じる可能性がありますので、同国を経由するエチオピア航空により当地一本邦間の渡航を予定されている在留邦人の皆様におかれましては、現地当局の発表や報道等により最新の情報入手に努めていただくとともに、同航空の利用を避け、他国経由便の利用を検討するなど、航空便を慎重に選定するように努めてください。

○エチオピア情勢に関する注意喚起（非常事態宣言の発令）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2021C135.html

○エチオピア非常事態宣言（第3報：退避を検討下さい）

https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00799.html

【在留届・たびレジ】

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>